# 船員労務官服制 （昭和五十九年運輸省令第二十四号）

船員労務官の服制は、別表のとおりとする。

# 附　則

この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

##### ２

船員労務官は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。